

教 高 第 1 0 5 1 号

平成14年3月29日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

P T A活動に係る学校職員の服務等について（通知）

埼玉県高等学校P T A連合会の支部別研修会に係る住民監査請求に対する監査結果については、平成13年12月21日付け教職第666号により通知したところですが、その中で「P T A活動に関する県立学校職員の服務及び旅費の取扱いについて、疑義の生じることのないよう、現在の社会状況を踏まえた明確な規定を整備されたい」との監査委員意見が付されました。

これを受け、P T A活動に係る学校職員の服務等について、下記のとおり取扱いを定めましたので、「学校職員の任意団体の用務による旅行の取扱要領（昭和40年12月1日付け教総第979号教育長）」の規定にかかわらず、今後は下記により服務の適正な取扱いをお願いします。

記

- 1 校長は、県民から誤解を招くことのないよう、用務ごとに、公務として県費による旅費を支給できる旅行と、公務に該当しないものとを精査すること。
- 2 懇親又は観光を含む場合は、旅行全体を公務としては取り扱わないこと。
- 3 埼玉県高等学校P T A連合会の運営に係る用務に参加する場合は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」（昭和27年埼玉県人事委員会規則12-2）第2条第11号を適用すること。